明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働三）　一
〔告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件の一部を改正する件（法務一〇）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同一一）
○円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四）
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の中華人民共和国による批准に関する件（同五）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同六）
○アフガニスタン・イスラム共和国における灌漑システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同七）
○ネパール地震復旧・復興計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同八）
○共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程の一部を改正する件（文部科学一）
○肥料を登録した件（農林水産四五）　四
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同四六）
○保安林の指定をする件（同四七～五九）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通八〇）　七
○道路に関する件（中部地方整備局四）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局三）　七
〔国会事項〕
公聴会
植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示（農林水産省）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
押収物還付、被害回復給付金裁定表記載、金融商品取引業者の登録取消し処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他
〔官庁報告〕
通運
海事補佐人の登録（海難審判所）
国家試験
平成二十八年度弁理士試験公告（工業所有権審議会）　七

省令

○厚生労働省令第三号

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の六の規定に基づき、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第十一号から第十五号まで」を「前項第十号から第十四号まで」に改め、同条第三項第二号中「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第九号まで」を「第八号まで」に、「同項第十五号」を「同項第十四号」に改める。

第五条第二項中「第十号から第十二号まで」を「第九号から第十一号まで」に、「前項第十一号から第十五号まで」を「前項第十号から第十四号まで」に、「前項第十三号から第十五号まで」を「前項第十二号から第十四号まで」に改める。

第九条第一項中「臨床研修の目標、臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修を行う病院、診療所又は施設」を「名称、臨床研修の目標、臨床研修を行う分野、当該分野ごとの研修期間、臨床研修を行う病院若しくは診療所若しくは施設又は研修歯科医の募集定員」に、「同条第一項第十一号から第十五号まで」を「同条第一項第十号から第十四号まで」に改め、同条第三項中「同条第一項第十一号から第十五号まで」を「同条第一項第十号から第十四号まで」に、「同条第一項第十二号から第十四号まで」を「同条第一項第十一号から第十三号まで」に改める。

第十二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号中「第二号から第四号まで」を「第二号、第三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項中「第八号まで」を「第七号まで」に改める。